6　「平成21年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額の計算」及び「平成22年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額の計算」の各欄は、当該事業年度が平成25年４月１日前に開始した事業年度である場合にのみ記載すること。ただし、「平成21年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額の計算」の各欄のうち「当期分」、「合計」及び「翌期繰越額(23)－(24)　(25)」の各欄並びに「平成22年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額の計算」の各欄のうち「当期分」、「合計」及び「翌期繰越額(26)－(27)　(28)」の各欄については、記載しないこと。

別表六(八)の表中「法人税額超過構成額（別表六(二十)「29の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十三)「11の②」）」に改める。

別表六(十)の表中「法人税額超過構成額（別表六(二十)「58の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十三)「28の②」）」に、「法人税額超過構成額（別表六(二十)「57の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十三)「27の②」）」に改め、同表の記載要領第三号中「この場合」を「この場合において」に改め、同第四号中「別表六（二十）」を「別表六（二十三）又は別表六（二十三）付表」に改める。

別表六(十一)の表中「法人税額超過構成額（別表六(二十)「33の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十三)「13の②」）」に、「法人税額超過構成額（別表六(二十)「32の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十三)「12の②」）」に改め、同表の記載要領第１号中「特別控除）又は」を「特別控除）、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の５第２項若しくは第３項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は」に改め、同第三号中「この場合においては」を「この場合において」に改め、同第四号中「別表六（二十）」を「別表六（二十三）又は別表六（二十三）付表」に改める。

別表六(十二)の表中「法人税額超過構成額（別表六(二十)「37の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十三)「15の②」）」に、「法人税額超過構成額（別表六(二十)「36の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十三)「14の②」）」に改め、同表の記載要領第四号中「この場合においては」を「この場合において」に改め、同第五号中「別表六（二十）」を「別表六（二十三）又は別表六（二十三）付表」に改める。

別表六(十三)の表中「法人税額超過構成額（別表六(二十)「62の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十三)「30の②」）」に、「法人税額超過構成額（別表六(二十)「61の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十三)「29の②」）」に、「法人税額超過構成額（別表六(二十)「63の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十三)「31の②」）」に改め、同表の記載要領第三号中「この場合」を「この場合において」に改め、同第四号中「別表六（二十）」を「別表六（二十三）又は別表六（二十三）付表」に改める。

別表六(十四)の表中「差引改定取得価額((8)－(9))」を「差引改定取得価額(8)－(9)」に、「法人税額超過構成額（別表六(二十)「43の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十三)「17の②」）」に、「法人税額超過構成額（別表六(二十)「42の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十三)「16の②」）」に改め、同表の記載要領第五号中「の欄」を「の各欄」に、「この場合」を「この場合において」に改め、同第六号中「別表六（二十）」を「別表六（二十三）又は別表六（二十三）付表」に改める。

別表六(十五)の表を次のように改める。